

京都市区行政の総合的な推進に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第110号

京都市区行政の総合的な推進に関する規則の一部を改正する規則

京都市区行政の総合的な推進に関する規則の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号及び第9条第2項第2号中「，税務長」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)